

# 成年後見制度支援者向け研修会

家

族

信

託

新しい財産管理の方法 ～成年後見制度との違いを知ろう！～

認知症高齢者の増加、障害者を抱える親の親亡き後の問題など、成年後見制度のニーズは増加することが予想されますが、成年後見制度だけですべてが解決できる訳ではありません。

成年後見制度だけによらない柔軟な財産管理の方法として、「家族信託」について学びませんか？

日 時：平成30年 **10月28日（日）**

**13時30分～15時30分**

場 所：狭山市市民交流センター 2階 研修室

狭山市入間川1-3-1 TEL 04-2954-2111

講 師：飯島克仁 司法書士・家族信託専門士

参加費：無料

対 象：成年後見制度の相談を受ける支援者

（市民後見NPO、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、市役所の職員など）

定 員：40名（先着順）

**9月3日（月）9時から受付開始**

お問い合わせ・申し込み先・・・

社会福祉法人**狭山市社会福祉協議会**（さやま成年後見センター）

TEL 04-2956-7665 / FAX 04-2956-7668

Eメール [higashiguchi@sayama-shakyou.or.jp](mailto:higashiguchi@sayama-shakyou.or.jp)

## 家族信託とは？

「家族信託」とは、一言でいうと『財産管理の一手法』です。

資産を持つ方が、特定の目的（例えば「自分の老後の生活・介護等に必要な資金の管理及び給付」等）に従って、その保有する不動産・預貯金等の資産を信頼できる家族に託し、その管理・処分を任せる仕組みです。いわば、「家族の家族による家族のための信託（財産管理）」と言えます。

家族・親族に管理を託すので、高額な報酬は発生しません。したがって、資産家のためのものではなく、誰にでも気軽に利用できる仕組みです。

（家族信託普及協会 ホームページから）



狭山市社協公式キャラクター「こころちゃん」

----- お申し込みは切り取らずにこのままFAXしてください（10月20日〆切） -----

### 成年後見制度支援者向け研修会 参加申込書

**狭山市社会福祉協議会 FAX 04-2956-7668**

氏名	団体名	電話番号、FAXなど

※ お預かりしました個人情報は、成年後見制度支援者向け研修会の運営に関すること以外の目的には利用いたしません。

※ 記載欄が不足する場合は、本紙をコピーするか別紙に必要事項を記入してお申し込みください。

※ 団体でのお申し込みの場合は、代表者の氏名と連絡先、参加人数を記入してください。